

名古屋市立天白中学校 生徒会会則

第1章 名 称

第1条 本会は、名古屋市立天白中学校生徒会と称する。

第2章 目 的

第2条 本会は、学校ならびに地域社会と協力して生徒の自主的活動によって学校行事の運営に参加し望ましい学校生活をとおして将来良き公民となるための資質を養い、本校の発展を図ることを目的とする。

第3章 会 員

第3条 本会は、学校の全生徒を会員とする。

第4章 議 会

第4条 1 議会は各学級から選出された男女各1名のクラス委員（議員）によって構成される。

2 執行委員は議会に参加するが議決権はない。

3 議員の任期は前期、後期とする。

（再選は防げない）

第5条 議会は生徒会活動全般にわたる事項を審議し、決定する機関である。

第6条 議会は毎月1回定期的に、議員の3分の2以上の出席をもって開き、なお必要に応じて臨時議会を行う。

第7条 議会の議決は出席議員の過半数で決め、可否同数の際は議長の意見による。

第8条 議長および副議長は議員の中から各1名を男女問わず選出する。

第5章 執行委員会・役員

第9条 1 執行委員会は議会へ議案を提出し、その議決を執行する機関である。

2 執行委員会は役員（会長1名、副会長2名、執行役員4名）および常任委員会の委員長で構成する。

第10条 1 役員の任期は、すべて1期間（1年を2期に分ける。前期を4月より10月の認証式前まで、後期を10月の認証式より3月まで）とする。

2 役員はすべて全校生徒の無記名投票によって選出する。

3 後期役員選挙には3年生は被選挙権がない。

第11条 会長は、本会を代表し会務を行う。

第12条 副会長は会長を助け、会長に事故があるときにはその職務を代行する。

第6章 委員会

第13条 1 生徒会には、次のような常任委員会が組織され、各学級から選出された男女各1名の委員でそれを構成する。

(1) 生活委員会

学校生活を規則正しく送ることができるような活動をする。活動内容は、委員会で決定する。

(2) 環境美化委員会

校内美化の啓発や、清掃活動、緑化活動など、校内の環境を整え、美化活動の推進を図る。

(3) 図書委員会

図書の貸し出し返却の受け付けおよび図書館の管理・運営を行う。

(4) 保健員会

健康意識を高め、健康増進に努める企画・運営にあたる。保健衛生器具・設備を管理する。

(5) 体育委員会

体育に関する問題の企画・運営にあたり、器具、設備を管理する。

(6) 放送委員会

1日の放送活動を行い、行事などの放送関係を担う。

2 常任委員会の委員の任期は前期、後期とし、その委員長、副委員長は委員の中から互選する。

3 特別委員会は臨時にある期間行うことができる。

第14条 1 常任委員会は定期的に月1回の委員会を開き、その決議事項を議会に報告し、それを執行する。必要がある場合委員長は臨時に委員会を招集することができる。

2 行事などで必要のある場合は特別委員会で編成する。その構成は議会で決議し役員が委員長を兼ねる。

第7章 連絡会

第15条 会長は議員を代表して、必要に応じて校内各部の代表および校外生活班の各班長と会合を開き、それらの活動の調整をはかる。

第8章 財政

第16条 本会の予算および決算は、議会の承諾を得なければならない。

第9章 顧問教官

第17条 本会の議会、常任委員会、校外生活班には校長の任命による顧問の先生を置く。

第18条 顧問の先生は、本会の諸会合に出席し助言をする。

第10章 最高決定権

第19条 校長は本会の活動に関する如何なる問題に対しても最終決定権を保有する。

第11章 改正

第20条 本会則の改正は、全議員の3分の2以上の賛成を必要とし、全会員の過半数の承認を得た上で学校長の承認を得なければならない。

第12章 会則承認

第21条 本会則は全議員の3分の2以上の賛成により承認され、次に校長によって認可された日より施行する。